

公 告

公募型プロポーザルに係る提案資料の公募について

標記について下記により提案資料を公募します。

令和 7 年 5 月 1 2 日

金沢市公営企業管理者 松田 滋人
(公 印 省 略)

1 対象業務

業務名 金沢市企業局上下水道設計積算システム構築業務委託
履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日 (火) まで
業務概要 金沢市企業局における設計積算業務のデジタル技術の活用及び作業効率の向上を図るため、設計図から数量表及び積算書を自動作成できる設計積算システムを導入する。
※詳細は、「金沢市企業局上下水道設計積算システム構築業務委託仕様書」を参照のこと。

2 応募資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次の要件に全て該当する者とする。なお、応募者は別の応募者の協力会社等（本業務の一部を再委託する場合に相手方となる会社又は個人事業主のことをいう。）となることはできない。

ア 金沢市の令和 7 年度の役務等の入札参加資格において「情報システム開発」の資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出時（以下「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

入札参加資格申請については金沢市公式ホームページを参照すること。

イ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。提出日から本業務の実施者が特定される日までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当しないこと。

(ア) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

エ 実績

人口 20 万人以上の地方公共団体において、水道事業又は下水道事業における、設計図から数量表と積算書を自動作成可能な設計積算システムの構築業務を受託した実績があること。

オ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマークの認証を取得していること。

(2) 応募資格の制限

本業務の公募に応募しようとする者が、次のアの関係に該当する場合、そのうち1者しか応募できない。また、前(1)の有資格者であっても、次のイ又はウに該当する者は、本業務の公募に応募することができない。応募者は、次のイ又はウに該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 資本関係又は人的関係（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存中の社である場合を除く。）

(ア) 親会社と子との関係

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

イ 金沢市企業局上下水道設計積算システム構築業務委託業者選定委員会委員

ウ イが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

3 提出書類及び提出期限

(1) 参加表明書

部数 1部

提出期限 令和7年5月21日（水）午後5時00分

(2) 企画提案書等

部数 正本1部、副本10部

提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時00分

4 実施要領等の公表

金沢市企業局上下水道設計積算システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領、金沢市企業局上下水道設計積算システム構築業務委託公募型プロポーザル提案依頼書、金沢市企業局上下水道設計積算システム構築業務委託仕様書、提出書類様式を公表します。希望者は、下記の金沢市企業局ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/bid/notice-2/>

5 受託候補者の特定

提出された提案書及びプレゼンテーション等の内容により、金沢市企業局上下水道設計積算システム構築業務委託業者選定委員会の委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点が最も高い企画提案書等の提出者を、本業務の受託候補者として特定します。

6 その他

(1) 企画提案書の提出者として選定されなかった者及び本業務の受託候補者として特定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

7 問合せ先

この公告及び詳細に関する問合せ先は次のとおりです。

金沢市企業局企業総務課検査員室

〔電話〕(076) 220-2725 〔FAX〕(076) 220-2679 〔E-mail〕k-kensa@city.kanazawa.lg.jp